

佐賀県地域医療対策協議会について

- 佐賀県地域医療対策協議会の概要
- 平成31年度地域医療対策協議会運営計画

佐賀県健康福祉部医務課

平成31年4月

佐賀県地域医療対策協議会の概要

趣旨

- 医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）の策定に当たっての意見聴取の場（医療審議会了解）
- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき設置。法で定められている事項について協議の場

委員等構成

- 委員は、地域医療対策協議会運営指針（厚労省通知）に定める団体等から就任し、医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）について意見を述べ、法定協議事項等を協議
（関係団体…特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、民間病院、診療学識経験者団体、大学等医療従事者養成機関、社会医療法人、NHO、JCHO、医療関係団体、関係市町村、地域住民団体）
- 臨時委員は、臨時に出席を依頼し、特別の事項を協議（他県大学関係者等を想定）
- オブザーバーは、専門的立場から助言

運営

- 協議が必要な事項の議事は、出席した委員・臨時委員の過半数で決定。可否同数の場合、会長が決定
- 専門的な事項を検討するため、ワーキンググループの設置が可能

意見聴取事項

医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）について意見聴取

（参考）計画の具体的な内容

- ① 二次医療圏及び三次医療圏の医師確保方針
 - ② 医師偏在指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師数目標
 - ③ 医師偏在指標を踏まえて定める三次医療圏において確保すべき医師数目標
 - ④ 目標達成に向けた医師派遣その他の施策
- ※ 提供される医療の種別ごとに厚生労働省令で定めるものごとの医師偏在指標に従い、二次医療圏単位で医師少数区域、医師多数区域を設定可能

法定協議事項

医療法に掲げる事項を協議（結果を公表）

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

地域医療対策協議会運営指針の協議内容（概要①）

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23第1項に定める「地域医療対策協議会」の運営の在り方について、厚生労働省は「地域医療対策協議会運用指針について」（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）等を発出しており、協議事項に関する概要は以下のとおり。

協議事項

次に掲げる事項を協議し、結果を公表

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

① キャリア形成プログラム

- キャリア形成プログラム運用指針による

② 医師の派遣に関する事項

- 地対協において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議（ただし、個人情報保護の観点から、協議が調った事項として公表する内容は、各医療機関の診療科ごとの派遣期間及び人数とする）
- 地対協において、派遣調整を行う対象となる医師は、地域枠医師を中心としたキャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本
- 派遣される医師の能力の開発及び向上を図るには、当該医師が派遣される医療機関における指導医の確保が重要であることに留意し、地域医療対策協議会において、大学と調整
- 大学からの医師派遣先でないことなどにより、必要とされる医師が確保できない医療機関に対して都道府県が協議対象医師を配置する等、都道府県による医師派遣と大学による医師派遣との整合性の確保を図る
- 医師派遣と地域医療構想の達成に向けた都道府県の具体的対応方針との整合性を確保し、救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を地域で中心的に担うものとして地域医療構想調整会議で合意を得たもの等から協議対象医師が適切に配置されるようにする
- 都道府県による協議対象医師の派遣先が、理由なく公立・公的医療機関に偏ることがないようにする
- 都道府県による医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一定程度反映されるよう、地域医療支援センターが作成した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定

地域医療対策協議会運営指針の協議内容（概要②）

③派遣医師の能力の開発及び向上に関する継続的援助

- 継続的な援助の具体的な内容として、例えば、医師の確保を特に図るべき区域に派遣されている間も、大学病院等での手術に参加する機会や、最新の医学知識・技術についての情報を提供すること等が考えられる。そのためには、例えば都道府県が積極的な情報発信を行う、大学が交代医師を派遣する等、関係者がそれぞれの役割に応じた協力を行うことが必要

④派遣医師の負担軽減措置

- 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のために、交代医師の派遣や、グループ診療のあっせん、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援等の措置の実施体制について協議
- 協議に当たっては、例えば交代医師の派遣やグループ診療のあっせんの実施には、大学等の医師派遣を行う者が重要な役割を担い、また、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援には地域の中核病院等が重要な役割を担うことから、これらの者との連携の在り方について十分な調整

⑤大学と都道府県が連携して行う文科省令・厚労省令で定める取組

- 大学における地域枠や地元枠の設定に関して協議等

⑥医師法における権限

- 日本専門医機構等に対する専門研修に対する意見陳述（別途通知）
- 平成32年度以降、臨床研修病院の指定や、都道府県内の臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項が協議の対象

⑦その他医師確保に関する事項

- 地域医療対策協議会の実効的な運営のために、構成員の合意の下、年間の開催回数と開催時期、各回における協議事項等を含む年間の運営計画を定める。なお、医師派遣の協議は、一般に、大学による新年度の医師派遣の計画案が概ね定まるのが前年末であることを踏まえ、その時期を目安に地域医療対策協議会を開催し、協議
- その他、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、医師の確保を図るために必要と認められる事項について協議

関係者の責務

- 法の規定により、地域医療対策協議会の構成員は、都道府県から地域医療対策協議会の協議に参画するよう求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない
- 法の規定により、地域医療対策協議会の構成員及び医療従事者は、地域医療対策協議会において協議が調った事項等の実施に協力するよう努めるとともに、都道府県知事からの要請に応じ、医師確保対策に協力するよう努めなければならない（ただし、都道府県知事から地域医療対策協議会の構成員に対する協力の要請は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づくものに限定）

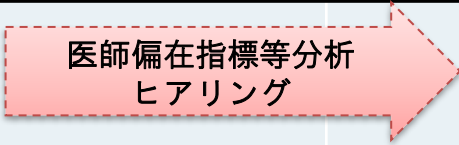
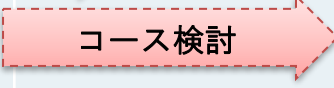
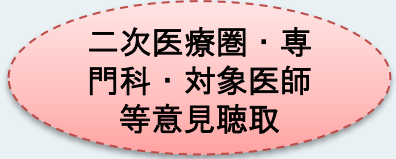

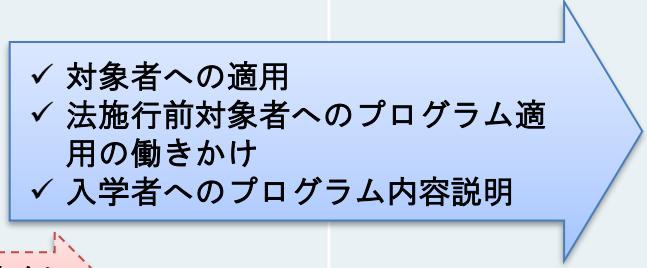

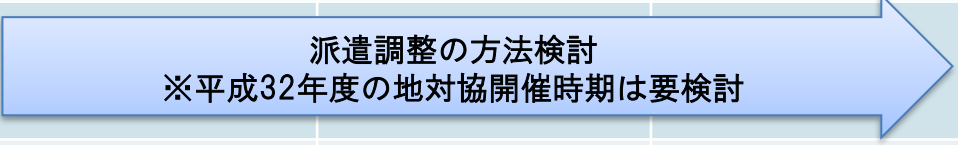
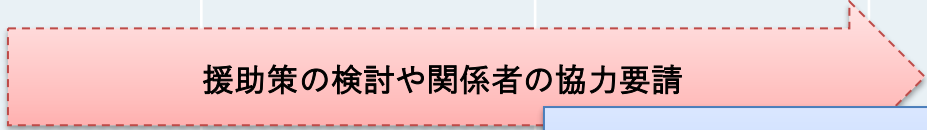
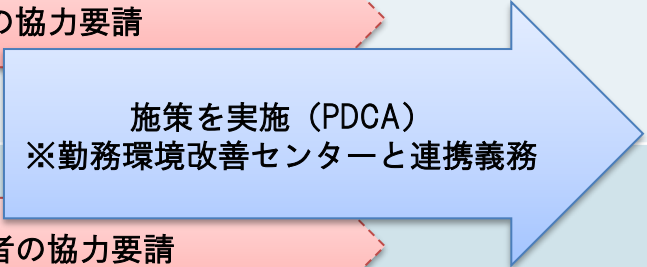
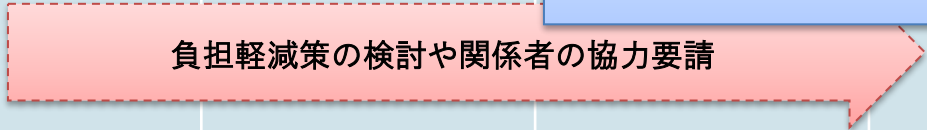
適正な運営の確保

- 国は、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ都道府県に改善を求める
- 医師派遣が理由なく公立・公的医療機関に偏っている等、都道府県における不適切な運営が認められた場合、国は、翌年度の医療介護総合確保基金の配分において査定

時期		医療計画（医師の確保に関する基本的な事項）の策定	キャリア形成プログラムの策定
平成31年4月		<ul style="list-style-type: none"> ◆第1回地域医療対策協議会《発足》 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法等の改正、医師偏在指標、地域医療構想、佐賀県の医師の現状について説明を行い、医師確保対策について意見交換 	31年度医学部入学生（医師修学資金貸与学生）に対してプログラム適用事前予告通知
平成31年5月～8月	検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ データ分析（7月に厚生労働省が医師偏在指標〔患者流出入調整後〕を公表・厚生労働省説明会随時開催） ✓ 庁内調整・庁外調整 	
平成31年9月		<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回地域医療対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県の医師偏在指標（二次医療圏、小児・産婦人科含む。）の算定状況、医療計画〔医師確保〕の方向性、先進県の施策紹介、次年度事業の説明、意見交換 	
平成31年10月～12月	意見交換・調整	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師確保計画のうち偏在指標やキャリア形成プログラムの策定に向けた意見交換を実施 ○地域医療構想調整会議地区分科会【任意聴取】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域間偏在について二次医療圏の実情について意見交換 ・外来医療機能の実情について意見交換 ○専門領域別協議会【任意聴取】 <ul style="list-style-type: none"> ・不足診療領域の実情について意見交換 ・キャリア形成プログラムについて意見交換 ○佐賀市・唐津市・神崎市【任意聴取】 <ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所医師の状況について意見交換 ◆第3回地域医療対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・意見集約結果の報告、医療計画〔医師確保〕の具体案について意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○予定医師・予定学生懇談会（仮称） ・プログラムについて意見交換
平成32年1月～2月		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師確保計画の素案を作成 ✓ 庁内調整・庁外調整 	
平成32年2月	意見聴取・決定	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4回地域医療対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ○第1回医療審議会地域医療対策部会 ※合同開催 <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画〔医師確保〕（原案の提示）、平成32年度運営計画、キャリア形成プログラム合意 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県議会へ修学資金貸与条例改正（案）提出（P）
平成32年3月		<ul style="list-style-type: none"> ○第1回医療審議会（本会） <ul style="list-style-type: none"> ・医療計画〔医師確保〕（最終案の提示） 	
平成32年4月		計画開始	✓ プログラムの同意手続を推進

地域医療対策協議会における協議事項の今後の大まかなスケジュール①

- 地域医療対策協議会における法定協議事項について、改正医療法及び医師法が完全施行される平成32年度に向けた大まかなスケジュールは以下のとおり。

項目	平成30年度 下半期	平成31年度 上半期	平成31年度 下半期	平成32年度 上半期	平成32年度 下半期
地域医療対策協議会 開催		●4月	●9月	●12月 ●2月	● ●
①キャリア形成プログラム					
					
					
②医師の派遣					
③能力開発・向上の 継続的援助					
④負担軽減措置					

項目	平成30年度 下半期	平成31年度 上半期	平成31年度 下半期	平成32年度 上半期	平成32年度 下半期
⑤大学と県の取組 (地域枠・地元出身者枠の設定及び大学への支援)		32年度入試方式を 県と大学で協議	32年度臨時定員数を 医療計画に明記	34年度医学部定員 地域枠・地元出身者枠要請の検討	
		✓ 学生の主体的意識の涵養のための卒前教育の実施及び改善を検討			
⑥医師法における権限		専門医機構 への意見		専門医機構 への意見	臨床研修病院 指定意見 研修医定員 意見
⑦その他医師確保に関する事項		運営計画		運営計画	運営計画
	県の医師確保対策事業（地域医療支援事務）について報告・共有				